

石川県公報

平成 23 年 10 月 25 日

第 1 2 4 3 6 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告		目 次	
県道の区域の変更	(道路整備課)	1	土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告	(経営対策課)	4
県道の供用の開始	(同)	1	県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告	(同)	4
政府調達に関する協定に係る入札公告	(管 財 課)	2	県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告	(農業基盤課)	4
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課)	3			

告 示

石川県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年10月25日から同年11月9日まで縦覧に供する。

平成23年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
五十洲 亀部田線	輪島市上山町元黒杉寺参字5番3地先から	旧	4.20 ~ 8.76	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	輪島市門前町西円山寺 九55番1地先まで	新	8.97 ~ 26.85	
鮭尾比良線	鳳珠郡穴水町字比良才10番7地先から	旧	4.00 ~ 10.05	"
	鳳珠郡穴水町字比良の3番地先まで	新	4.40 ~ 15.70	

石川県告示第455号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成23年10月25日から同年11月9日まで縦覧に供する。

平成23年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
五十洲 亀部田線	輪島市上山町元黒杉寺参字5番3地先から 輪島市門前町西円山寺 九55番1地先まで	平成23年10月25日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
鮭尾比良線	鳳珠郡穴水町字比良才10番7地先から 鳳珠郡穴水町字比良の3番地先まで	"	"

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成23年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ホールボディカウンタ 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年3月30日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成23年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成23年石川県告示第164号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入することができることを証明する書類を平成23年11月21日（月）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 - 225 - 1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成23年12月5日（月）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成23年12月5日（月）午後2時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

whole body counter 1 set

(2) Delivery date

By 30 March 2012

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 5 December 2011

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成23年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

どんたく西金沢店

金沢市西金沢3丁目196-1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

公告日 平成23年6月14日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成23年10月25日から同年11月25日まで

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成23年10月26日から同年11月25日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成23年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
内浦土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	能登町役場

県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営ほ場整備事業西三階地区の換地計画において、次のとおり地積を特に減じて換地を定める土地を指定した。

平成23年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

地積を特に減じて換地を定める土地

市 町	大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)	特に減ずる地積 (㎡)
七 尾 市	西 三 階 町	己	42 - 1	田	988	212.26
〃	〃	戊	81 - 1	〃	734	65.75

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成23年10月25日から同年11月24日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成23年10月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事業名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
北 方 地 区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	珠洲市役所産業振興課